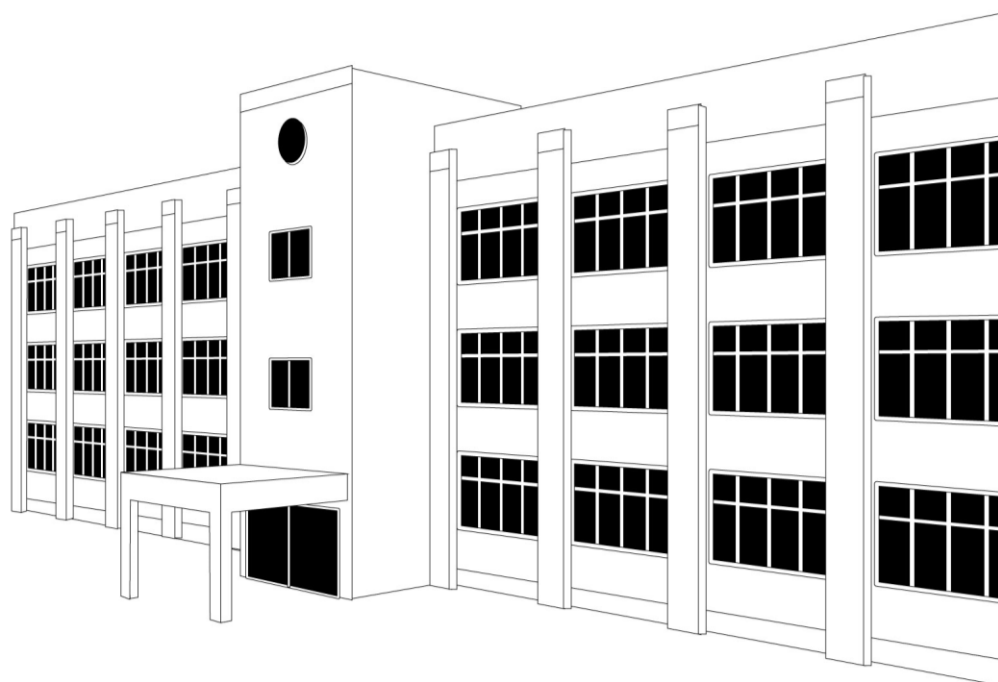


学校再開のための 災害対応ハンドブック



令和8年3月



佐賀県教育委員会

はじめに

災害は、子どもたちや家庭、地域の日常を突然途切れさせ、大きな不安をもたらします。そのような中で学校が教育活動を再開することは、子どもたちが安心を取り戻し、地域に「日常に戻る」という確かな兆しをもたらす大切な一歩です。

一方で、教職員の皆さんも災害の影響を受け得ることに留意が必要です。さまざまな事情や負担が生じ得ることをふまえ、教育活動の再開に向けた取組については、個々に過度の責任が偏らないよう、役割分担と相互支援を前提とした組織的な対応を基本とします。判断に迷う場面では、校内で共有・相談し、必要に応じて教育委員会や関係機関と連携して進めてください。

本ハンドブックは、佐賀県で大規模災害が発生した際に、安全で無理のない学校再開をめざす「入門編」として、基本的な流れや考え方を、できるだけ分かりやすく整理したものです。専門知識がなくても読み進められるよう、発災直後の安否・状況把握、校舎等の安全点検、再開準備までの要点を簡潔にまとめました。日頃から目を通し、学校内で共通理解を育み、対応の基盤としてご活用ください。

学校の再開は、子どもたちの学びと安心を支える取組です。状況に応じてできることから一つずつ取り組むことが、子どもたちにも確かな安心を広げていきます。

本ハンドブックが、災害時の学校現場を支える「みちしるべ」となり、教職員の皆さんが少しでも安心して災害対応に取り組める力となることを願っています。

本ハンドブックが対象とする大規模災害とは、気象庁が「特別警報」と位置付ける規模の災害を指す。

現象の種類	想定規模
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨
暴風、高潮、波浪	数十年に一度の非常に強い台風や同程度の温帯低気圧による暴風、高潮、波浪
暴風雪	数十年に一度の非常に強い台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪
津波	高いところで3メートルを超える津波
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火
地震（地震動）	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動

（参考：気象庁 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/>）

※ 警報の設置基準等は最新の情報を確認してください。

【目次】

はじめに	1
発災から学校再開までの流れ.....	4
1 安否と居場所の確認	6
児童生徒、教職員の安否確認と居場所の確認	
2 安全点検.....	8
(1) 発災後の施設・設備等の点検	
(2) 通学路の危険箇所の点検と補修箇所の確認	
(3) 公共交通機関の運行状況の確認	
3 学校再開に向けて	12
(1) 授業形態の工夫と教職員の配置	
(2) 教科書、学用品等の確保と支援物資の受入	
(3) 学校給食の再開に向けて	
4 参考.....	16

・ 発災から学校再開までの流れ

・各フェーズにおける学校としての対応の流れ（フロー図）

フェーズ	学校としての対応の流れ
<p>【発災直後】（目安：当日）</p> <p>教職員の安全を確保した上で、被害の状況や児童生徒の安否・居場所を速やかに把握することが最優先となります。初動対応の方針を決めるための確認のフェーズです。</p>	<p>1 安否と居場所の確認</p> <p>・児童生徒、教職員の安否確認と居場所の確認</p> <p>-----</p> <p>・安否確認と並行して、又は安否確認後直ちに、学校災害対策本部を設置する。</p> <p>※ 状況に応じて、随時、教育委員会へ相談・報告を行うこと。</p>

<p>【発災後】（目安：～7日目頃）</p> <p>被災状況を把握し、安全に教育活動を再開できる状態かを総合的に確認・評価するフェーズです。</p>	<p>2 安全点検</p> <p>※ 毒物・劇薬、発火性の薬品・燃料は盗難も含め、二次災害を招かないように早急な点検が必要となる場合もあります。</p> <p>(1) 発災後の施設・設備等の点検</p> <p>(2) 通学路の危険箇所の点検と補修箇所の確認</p> <p>(3) 公共交通機関の運行状況の確認</p> <p>※ 状況に応じて、随時、教育委員会へ相談・報告を行うこと。</p>
--	---

<p>【再開準備】（目安：8日目頃～）</p> <p>学校再開に向け、教育活動を安全に実施できるよう、体制や環境を整えていく準備のフェーズです。</p>	<p>3 学校再開に向けて</p> <p>(1)授業形態の工夫と教職員の配置</p> <p>(2)教科書、学用品等の確保と支援物資の受入</p> <p>(3)学校給食の再開に向けて</p> <p>※ 状況に応じて、随時、教育委員会へ相談・報告を行うこと。</p>
--	---

学校再開へ

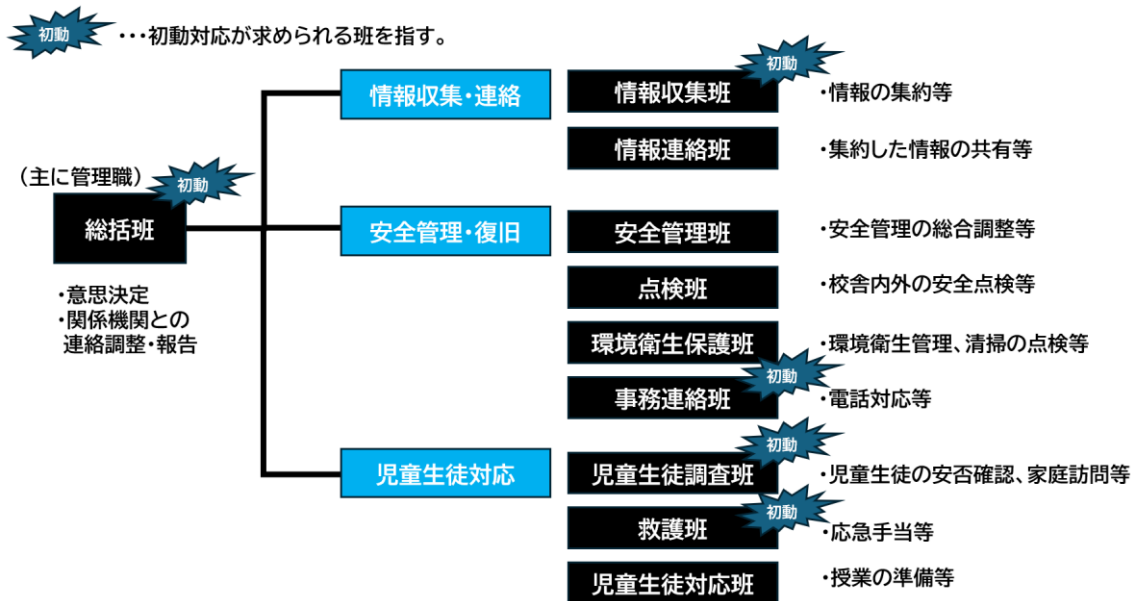
【参考】 学校災害対策本部とは

特別警報級の災害が起きた際には学校災害対策本部を速やかに設置します。

※『学校災害対策本部』という名称は一例です。

(参考 1)

学校災害対策本部内の役割分担例



(参考 2)

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン 解説編 p33 「対策本部体制の整備」

平常時からできること

・あらかじめ学校災害対策本部の役割を定め、教職員を割り振り、体制を整備しておくことが重要です。役割分担にあたっては、教職員も被災者であることを考慮し、状況に応じて柔軟に対応できる仕組みを整える必要があります。

・定期的に避難訓練を行うことは、子どもたちが緊急時に落ち着いて行動できるようになるだけでなく、教職員にとっても学校災害対策本部の役割分担や対応方法を確認し、必要に応じて見直す良い機会になります。学校全体として備えを強めることで、地域との連携や保護者との情報伝達もよりスムーズになります。

1 安否と居場所の確認 【発災直後】（目安：当日）

・児童生徒、教職員の安否確認と居場所の確認

児童生徒が学校内にいるとき	児童生徒が学校内にいないとき（放課後、土日祝日等）		
<input type="checkbox"/> 在校中の児童生徒の安否を確認する。	<input type="checkbox"/> 保護者へ連絡し、児童生徒と保護者の安否と居場所を確認する。		
<p>（共通事項）</p> <input type="checkbox"/> 一斉メール等で学校の状況や緊急情報等を保護者に配信する。			
<p>（配信情報の例）</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安否の状況 ・次の定時連絡の時間（「～時頃、次の状況をお知らせします。」） ・引き渡しの見通し（引き渡しの判断時には、児童生徒等の安全を最優先する。） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・翌日以降の登校についての見通し ・学校施設の状況 ・今後の連絡予定と学校の対応方針 ・通学に関する注意喚起 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安否の状況 ・次の定時連絡の時間（「～時頃、次の状況をお知らせします。」） ・引き渡しの見通し（引き渡しの判断時には、児童生徒等の安全を最優先する。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・翌日以降の登校についての見通し ・学校施設の状況 ・今後の連絡予定と学校の対応方針 ・通学に関する注意喚起
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安否の状況 ・次の定時連絡の時間（「～時頃、次の状況をお知らせします。」） ・引き渡しの見通し（引き渡しの判断時には、児童生徒等の安全を最優先する。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・翌日以降の登校についての見通し ・学校施設の状況 ・今後の連絡予定と学校の対応方針 ・通学に関する注意喚起 		
<input type="checkbox"/> 通学路の安全、交通機関の運行状況等を情報収集する。			

- ・教職員が学校管理外（土日祝日等の勤務時間外）にいる状況で災害が発生した場合には、管理職が一斉メールや緊急連絡網を用いて教職員の安否確認を行います。
- ・在校中の児童生徒に対しては、無断で教室等を離れないこと、危険箇所へ近づかないこと、飲食・トイレ等の行動に関する指示、保護者への連絡は学校が一元的に行うこと等、必要な事項について分かりやすく伝えるものとします。あわせて、児童生徒が混乱したり不安を抱いたりしないよう、教職員が落ち着いて声かけや見守りに努め、安心して過ごせるよう配慮します。

・学校災害対策本部内の役割分担（例）

	内容等
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校災害対策本部の設置及び教職員への指示 ・教育委員会、自治体、PTA 役員等との連絡調整・報告 等
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等に関する情報収集 ・情報発信（一斉メール配信、ホームページ掲載等） ・校舎内外の被害確認、通学路・交通機関の情報収集 ・保護者との連絡調整 等
事務連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応 等
児童生徒調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安否確認 等
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の心身の健康状態の把握 ・負傷者等の応急手当 ・学校医、医療機関等との連携 等

【参考】安否確認のポイント

- 安否確認の内容（例）
 - ・児童生徒・家族（保護者等）の安否、けがの有無
 - ・被災状況（児童生徒の様子）
 - ・居場所（避難先）
 - ・今後の連絡先・連絡方法
- 停電・通信障害等により電話やメールが使用できない場合には、状況に応じて家庭訪問、避難所巡回により児童生徒の安否と居場所を確認する手段が考えられます。

平常時からできること

・児童生徒や保護者とは、災害時の対応方法や連絡体制について平常時から共有しておくことが重要です。電話やメールなど複数の連絡手段を確保し、事前に確認しておくことで、非常時における情報伝達を円滑に進めることができます。

2 安全点検 【発災後】（目安：～7日目頃）

（1）発災後の施設・設備等の点検

ア 建物の点検

- ・ 校舎内外・校庭の被害状況と危険箇所を確認する。
- 点検箇所を複数名で点検する。
 - ※ひび、ゆがみがないか、ドア・窓の開閉ができるか目視・触診で確認する。
- 被害状況を教育委員会に連絡する。
 - ※緊急を要する場合は、直ちに教育委員会へ連絡する。

イ 危険物・危険薬品等の点検

- ・ 校舎内の照明設備等の被害状況を確認する。
- ・ 特別教室における高所からの落下物、理科実験器具や危険薬品、家庭科（調理室）のガス、灯油保管場所等を確認する。

ウ 危険箇所の立ち入り禁止の明示

- ・ 危険箇所に貼り紙等で注意喚起する。
- ・ 点検結果は、校舎配置図等に転記し、職員室に掲示するなど、全職員で共通理解を図る。
- 児童生徒が在校しているときには、まず教職員間で速やかに危険箇所の情報を共有し、その後、必要に応じて児童生徒にも周知を行う。
- 色分け等で危険箇所を分かりやすく表示したり、災害時要配慮者（視覚・聴覚障害者等）にも分かりやすい表現にしたりすることが重要である。

エ ライフラインの復旧状況の確認

- ・ 学校再開に向けて、各校舎・各箇所のライフライン（水道、電気、ガス等）の復旧状況やネットワーク関係の復旧状況を確認する。
- 電気・ガス・水道の設置箇所の点検には、専門業者による点検を教育委員会へ依頼する。
 - ※学校から直接、専門業者に依頼する運用を行っている場合にはそのように対応する。

オ 校舎内外の清掃

- ・ 学校が再開する前までには、安全面・衛生面を考慮して、校舎内外の清掃を行う。

【点検におけるチェックポイント（例）】

施設・設備	該当箇所	点検ポイント
天井	教室、職員室、体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・ひびが入っていないか。 ・膨らんだり、はがれたりしていないか。
ガラス 蛍光灯	教室、職員室、廊下、階段、トイレ、昇降口、体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・割れて飛散していないか。ひびが入っていないか。 ・飛散防止フィルム等ははがれていないか。
ロッカー 本棚等	教室、職員室 特別教室、 図書室、昇降口	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金具は、ゆるんでいないか。 ・転倒等の危険はないか。 ・上部に落下しやすい物を置いていないか。
ガラス器具 食器類	理科室、 家庭科室、 調理室、実習室	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒、落下、破損の危険はないか。 ・器具等を重ねて置いていないか。 ・棚等収納場所の扉は簡単に開かないか。
薬品類 医薬品類	理科準備室、 保健室	<ul style="list-style-type: none"> ・棚等収納場所の扉は簡単に開かないか。 ・薬品どうしの混合により発火する危険がある場合は、保管場所、保管方法を考えてあるか。 ・劇物・毒物等の危険性の高い薬品類は、砂箱等に収納してあるか。 ・鍵の管理、温度管理、換気は適正に行われているか。
テレビ ビデオ コンピューター	教室、 視聴覚室、 コンピューター室	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒、落下等の危険はないか。 ・移動しないように固定してあるか。 ・固定金具や固定器具はゆるんでいないか。
工作機械 工作用具	技術室、 実習室	<ul style="list-style-type: none"> ・用具が落下することはないか。 ・収納棚等が転倒する危険はないか。
石油ストーブ ガスストーブ	教室、職員室、 保管倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・まわりに引火物はないか。 ・安全装置は作動するか。 ・タンクに燃料等は残っていないか。
ガス	理科室、 調理室、 給食室、 職員室	<ul style="list-style-type: none"> ・元栓は閉めてあるか。 ・ガス管は老朽化していないか。 ・ボンベが転倒する危険はないか。 ・ガスもれ警報装置等は正常に作動しているか。
灯油等油類	調理室、 給食室、 灯油倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒、落下、流出することはないか。 ・まわりに引火物はないか。 ・消火器等は近くに置いてあるか。
フェンス サッカーゴール 鉄棒、遊具等	運動場、 中庭	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒等の危険はないか。 ・破損箇所はないか。

・学校災害対策本部内の役割分担（例）

	内容等
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校災害対策本部の総括、意思決定 ・ 教育委員会、行政との連携
安全管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所の集約、表示等による注意喚起 ・ 点検計画立案、調整
点検班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校務分掌、学校防災計画等を基にした安全点検 ・ 清掃、見回り ・ 理科室等の薬品点検
環境衛生保護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品、洗剤等の点検と管理 ・ 環境衛生管理 ・ 清掃の点検
事務連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所の補修、専門家による点検依頼 ・ ライフラインの復旧状況確認 ・ 灯油保管場所等の確認 ・ 清掃用具の購入依頼 ・ 清掃業者への依頼 ・ 備品購入依頼

平常時からできること

- ・ 定期的な安全点検で把握した校舎の瑕疵や不具合については、平常時に修繕を行い、適切な維持管理に努めておく。
- ・ 発災後の点検に備えて、建物・設備の点検箇所や手順を整理し、担当者を決めておく。
- ・ 特別教室における危険物・危険薬品等の保管状況を平常時から整え、落下・転倒・盗難防止措置を講じておく。
- ・ ライフライン（電気・ガス・水道等）及びネットワーク設備の位置・緊急連絡先を職員で確認しておく。
- ・ 必要となる清掃用品や衛生資材について、備蓄品の種類や数量を確認しておく。
- ・ 備蓄している清掃用品や衛生資材が、実際に使用できる状態にあるか（破損・劣化・使用期限等）を定期的に点検しておく。

(2) 通学路の危険箇所の点検と補修箇所の確認

ア 危険箇所の情報収集

- ・ 行政、地域住民等から情報を収集する。
- ・ 通学路が示されている通学圏域の大きな地図に危険箇所の情報を書き込む。
- 保護者等からの聞き取りによっても、通学路の状況が浮き彫りとなることがある。
- 一斉メール等で危険箇所の情報提供を依頼すると効率的である。

イ 校区又は学校周辺の災害状況の調査

- ・ 教職員が複数でチームを組み、安全確認のために通学圏域を調査する。
- ・ 災害状況を地図に書き込む。
- ・ 収集した情報は、保護者と共有する。

ウ 補修箇所の報告

- ・ 教育委員会へ危険箇所や災害状況を報告し、補修等を要請する。

エ 新たな通学路の決定と周知（主に小学校が対象）

- ・ 安全が確保された新たな通学路を決定し、教育委員会と保護者へ周知する。

・学校災害対策本部内の役割分担（例）

	内容等
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所や災害状況を教育委員会へ報告し、補修等を要請 ・ 新たな通学路を決定し、教育委員会と保護者へ報告
安全管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所や災害状況を調査するためのチームを編成 ・ 補修の要請や新たな通学路決定のために情報の一元化

(3) 公共交通機関の運行状況の確認

運休・再開状況等の確認

- ・ 鉄道や路線バスの運休状況及び代替措置、経路変更等の状況並びに復旧・再開のめど等を随時確認する。

・学校災害対策本部内の役割分担（例）

	内容等
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の運行状況に応じた適切な時程等について検討
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の運行状況等の変更など、最新の情報を把握
安全管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校手段の確認 ・ 児童生徒の安全確保

3 学校再開に向けて 【再開準備】（目安：8日目の頃～）

（1）授業形態の工夫と教職員の配置

学校再開前の対応

- ・教職員が電話やメール、貼り紙等を活用して、学校を再開する日時、場所、準備物を児童生徒、保護者に知らせる。

■ 備品の整備と授業形態の工夫（例）

- ・ 児童生徒用の机と椅子、ロッカーの代わりに戸棚、教室を仕切る衝立、補助照明などを準備する。
- ・ 教室の数が少ない場合は、できるだけ複数の学年やクラスでまとめる。
- ・ 時程を変更して午前授業や、短縮授業の実施も検討する。
- ・ 特別支援学級の教室を確保する。
- ・ 黒板やチョークがない場合は、ホワイトボード、マジックを用いることも考えられる。
- ・ 場合によっては、1人1台端末を活用した遠隔授業も考えられる。

【授業再開の前に・・・】

授業を再開する前段階として、まず児童生徒が互いにコミュニケーションを取り合える場を学校生活の中で確保することが重要です。災害発生後は、多くの児童生徒が強い緊張や不安を抱えている可能性があり、友達や周囲の仲間と話をしたり、一緒に過ごしたりする時間が、心理的な安定につながります。安心できる環境の中で、自分の気持ちを言葉にしたり、友人の存在を感じたりすることによって、子どもたちは徐々に落ち着きを取り戻していきます。こうした心の安定は、その後の学習意欲や学校生活へのスムーズな復帰を支える基盤となるため、授業再開に向けた欠かせないプロセスです。

・学校災害対策本部内の役割分担（例）

	内容等
総括班	・ 仮校舎の確保を教育委員会へ協議 ・ 椅子や机、黒板、最低限必要な備品を確保
情報収集班	・ 限られた教室で教育活動を行うための時間割や時程の変更 ・ 必要な備品の把握と管理職への報告
事務連絡班	・ 教育活動再開に向けた物品の購入先の検討
救護班	・ 学級担任、スクールカウンセラーと連携した児童生徒の「心のケア」 ・ トイレや手洗い場の衛生管理
児童生徒対応班	・ 登校してきた児童生徒に対する「心のケア」 ・ 授業の準備

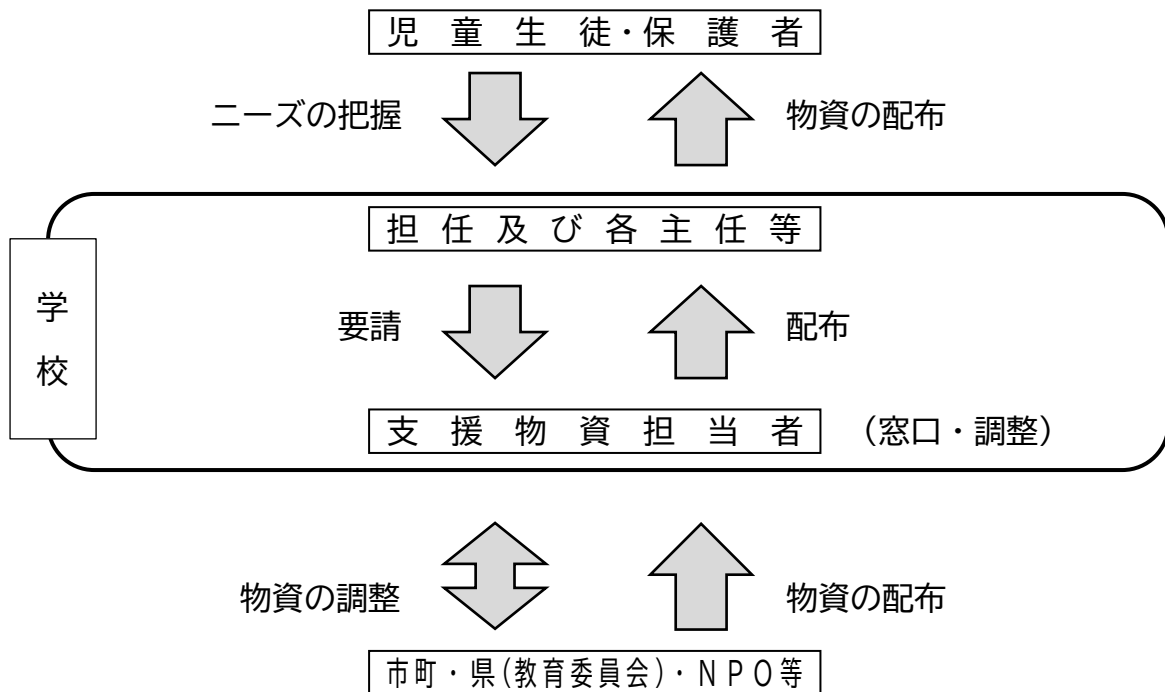
(2) 教科書、学用品等の確保と支援物資の受入

ア 棄損・滅失状況の確認と発注

- ・ 児童生徒の教科書などの棄損・滅失状況を調べ、不足があれば教育委員会と協議する。
(災害救助法適用時は教育委員会の指示に従って手続を進める。)
- ・ 学用品については、当面の間は借用・代用を検討する。
- ・ ボランティア団体、NPO 法人等に支援を要請するときは、教育委員会を通じて行う。
- ・ 支援物資を保管する場所を確保し、どの団体から届けられたものかを記録する。

イ 支援物資受け入れ等の組織体制

- ・ 物資を取りまとめる校内の担当者が外部との対応等を担う。



ウ 支援物資を取りまとめる際の留意点

- ・ 教育委員会等が窓口となる系統が確立されている状況にあれば、連携して物資の要請をする。
→ 在籍する兄弟関係を考慮するなど適切なニーズの把握に努める。
- ・ 空き教室等を確保し、支援物資を保管する。
- ・ 必要な物資や学校に届いた物資をデータ等にリスト化し、共有する。
- ・ 食料品が届いた場合、消費期限内の配布に努めるよう記録と整理を行う。
- ・ 物資の仕分けなどに外部支援者（保護者他自治体支援者等）を活用する。

・学校災害対策本部内の役割分担（例）

	内 容 等
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科書、学用品の棄損・滅失状況を把握するよう指示 ・ 必要な物品のリストを作成し、教育委員会に要請 ・ 災害救助法※に基づく支給適用物品の把握
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援物資担当者としての業務 ・ 届けてくれた団体、日時、数量などを記録 ・ 家庭に向けて「教科書等不足調査」の実施
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科書の必要部数を関係教職員に報告 ・ 物資を保管するスペースの確保と物資の分配
事務連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要物品の種類や数量を一覧表にし、教職員間で共有できる資料の作成

※災害救助法…災害が起きた際、被災者へ迅速な応急救助と保護を行うための法律

平常時からできること

- ・校内で物資を取りまとめる担当者をあらかじめ決め、外部機関との連絡・調整を担える体制を整備しておく。
- ・教育委員会等が物資要請の窓口となる連絡系統を確認しておく。
- ・災害時に必要な物資の仕分け等について、外部支援者（保護者他自治体支援者等）の受入条件・役割分担を取り決めておく。

(3) 学校給食の再開に向けて

- 給食施設（本来の施設、他施設・近隣学校との合同・近隣市町からの協力等）の稼働を検討する。
- 食材の確保（長期的な食料確保の確認）を検討する。
- 形態（完全給食・簡易給食・仕出し弁当等）を検討する。
※完全給食が困難な場合、長期短期の簡易給食を検討する。

・学校災害対策本部内の役割分担（例）

	内容等
総括班	・ 教育委員会との連携 （給食施設等との調整や必要な対応についての協議） ・ 学校給食の提供方法（加熱・非加熱、食器類等）の決定
情報収集班	・ 給食施設の状況把握 ・ 納入業者の被災状況の把握
安全管理班	・ 教室や配膳室、給食搬入ルート等の安全確認 ・ 牛乳用冷蔵庫の稼働状況の確認 ・ トイレ、水道、手洗い場等の確認
児童生徒対応班	・ 食材の提供数（児童生徒、教職員）の把握 ・ 食物アレルギー等の配慮が必要な児童生徒への対応を協議

平常時からできること

- ・物資（非常食、備蓄食材・衛生用品等）の管理状況を確認し、更新計画（消費期限管理）を定期的に行う。
- ・非常時の調理体制（人員確保・作業工程の簡略化など）について、必要に応じて訓練やシミュレーションを行っておく。

4 参考

- (1) 教育現場における安全管理の手引き（佐賀県教育委員会）
- (2) 学校支援チームハンドブック（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/D-EST/gakkoushien/knowledge/

学校再開のための災害対応ハンドブック（Ver.1.0）

【令和7年3月発行】

ハンドブックに関するお問い合わせ

佐賀県教育委員会 教育総務課